

那珂市議会 議会運営委員会会議録

開催日時 令和6年8月20日（火）午前9時52分

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員	委員長	大和田和男	副委員長	寺門 厚
	委員	鈴木 明子	委員	寺門 勲
欠席委員	委員	小池 正夫	委員	君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

議長	木野 広宣	副議長	富山 豪
事務局長	会沢 義範	次長	秋山雄一郎
次長補佐	三田寺裕臣		

会議に付した事件

（１）那珂市議会ハラスメント防止条例の制定について

…条例の内容について協議

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時52分）

委員長 本日は議会運営委員会に集まりいただき誠にありがとうございます。

お盆は、皆様いろいろなところで盛り上がったかなと思われますけども、今度は気を引き締めて議会のほうで活躍していただければと思います。

それでは始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は4名であります。

欠席委員は君嶋委員、小池委員の2名であります。

定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、議長、副議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めましておはようございます。

皆さん暑い中大変お疲れさまでございます。委員長からございましたけど、皆さんお盆も忙しかったと思います。また体調管理も暑い中ですので気をつけていただきたいと思います。9月から第3回定例会が始まりますので、今週が皆さん、一般質問の通告締切りとなりますので、大変だと思いますけど頑張ってくださいと思います。また、今日は那珂市議会ハラスメント防止条例が議題でございますので、しっかりと慎重な審議をされますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは早速議事に入りたいと思います。

那珂市議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題といたします。

先日ハラスメントの勉強会を開催しました。それに伴いハラスメント防止条例の制定についてでございます。まず事務局から概要の説明をお願いいたします。

次長補佐 それでは資料のほうをお願いします。

今回、那珂市議会ハラスメント防止条例ということで、分かりやすいように逐条解説という形で資料のほうをつくってみましたので、そちらのほうで説明のほうをしていきたいと思います。

まず、1 ページ、前文になります。

前文につきましては、本条例の制定に当たりまして、基本的な考え方を表しております。ハラスメントの根絶、未然防止への決意、こちらのほうを宣言しております。

続きまして第1条、こちらにつきましては、前文の趣旨に添いまして、市民から信頼される品格ある議会の実現に資するべく、議員及び職員が個人としての人格を尊重しまして、議員によるハラスメントの防止と根絶のほうを目的としております。

続きまして第2条、こちらは定義になります。

まず第1号のほうで、職員、こちらは本市に勤務する一般の職員を指しますが、それ以外に会計年度任用職員、臨時職員、また特別職として、市長、副市長、教育長、あと非常勤職員、こちらのほうも該当する旨の説明のほうをしてあります。

第2号につきましては、各ハラスメント、こちら那珂市ハラスメントの防止等に関する要綱というのがあります。それ以外にも人事院の規則、こちらのほうを準拠しております。

続きまして第3条、こちらは議員の責務となります。

第1項、議員は、ハラスメントが個人の人格、尊厳を不当に侵す人権侵害に当たるところを認識し、市民の代表として常に高い倫理感を持ってハラスメントの防止及び根絶に努めなければならないことを規定しております。

第2項につきましては、議員は自らの行為がハラスメントに当たると疑われたときは、説明責任を果たし、誠実な対応をもって事実を明らかにしなければならないことを規定しております。

第3項、ほかの議員のハラスメントに当たる言動を見たとき、その者に対し注意するように努め、議長に報告をしなければならないということを規定しております。

次のページをお願いします。

第4条、こちらは相談窓口になります。

第1項として、議会事務局内にハラスメントに関する相談窓口の設置をすることを規

定しております。

第2項、ハラスメントの相談等があった場合、相談窓口が受け付けることを規定しております。

第3項、市のハラスメントの防止等に関する要綱、こちらの中であらかじめ定められた相談員がおりますので、その相談員より相談を受けた場合、必要に応じて連携しまして状況の共有、相談等の対応を行うことを規定しております。

続きまして第5条、こちらは議長の責務となります。

第1項としましては、議長は、相談を受けたとき、迅速かつ適切に事実関係の調査及び確認を行うことを規定しております。

第2項として、議員によるハラスメント行為の事実確認を行うために審査会を設置することができることを規定しております。

第3項、議長は、公平かつ適正に対応するため、必要と認める場合は外部の有識者からなる第三者、こちらから意見を徴することができることを規定しております。

第4項、当該議員に対し、指導、助言、その他必要な措置を講じなければならないことを規定しております。

次のページをお願いします。

第6条、公表等になります。

ハラスメントを確認した場合、速やかに公表その他必要な措置を講じることを定めております。

第7条、こちらは議長職務の代行になります。

議長が当該調査の対象となった場合、この条例に規定する議長の職務は副議長が行う。正副議長ともに、当該調査の対象となった場合は、年長の議員が当該職務を行うことを定めております。

第8条、研修等になります。

議長は、ハラスメントに関する議員の知識を深めその発生を未然に防止し、ハラスメントを根絶するために研修等を行わなければならないことを規定しております。

続きまして第9条、プライバシーの保護となります。

議員は、ハラスメントの被害者のプライバシーを保護しなければならないことを定めております。

次のページをお願いします。

特に、被害者に対して、その後の生活等に不利益が生じることがないように、プライバシーの保護に十分に配慮する必要があります。議員につきましては、現職のときだけではなく、退いた後も被害者のプライバシー確保に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関して知り得た秘密を他者に漏えいしてはならないことを規定しております。

続きまして第10条、こちらは委任となります。

この条例の施行に関し、その条例に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めることとしております。

附則としまして、条例は公布の日から施行するということにしております。

説明については以上になります。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。皆様から何かご意見ございますでしょうか。

寺門勲委員 教えてほしいんですけども、相談窓口なんですけども、この相談窓口というのは、防止条例が制定された後、すぐに窓口を設置するのか、それともこういった事案が発生したときに相談窓口を設置するのか、ちょっと分かれば教えてほしいんですけども。

次長補佐 案件がいつ来るかは分かりませんので、常に事務局の職員が常駐はしておりますので、いつでも相談があった場合は乗る体制は常につくっておくというような感じになるうかと思います。

鈴木委員 審査会についてなんですけれども、審査会っていうのはどのようなメンバーでなるのかっていうのか教えていただければと。

委員長 まだ決めてはいないんですけど、本当にまずこの条例っていうのを制定してから、第5条の第2項の別に定める、内規的なものをつくってメンバーをどのようにするかっていうのを、条例つくってから後ほど内部の細かいところをつくっていくっていう形です。

鈴木委員 有識者がどなたかっていうのも、どんなふうを選ぶとかっていうのも後から。

委員長 まずは大枠を決めてという形です。

鈴木委員 ちょっと文章なんですけれども、議長の責務のところ、外部の有識者などから、外部の有識者などからと二重になってるかなと思うんですけど。

委員長 第5条の第3項。外部の有識者等から外部の有識者から、二重だね。

副委員長 第5条のところですね、審査会を置くことができる。設置することができるというふうに表現してますけど、今一応柔らかい表現でという話でしたけれども、全体の文章はやりまず、実行しますという意思表示になっているので、どっちにしろ審査会はつくらなきゃならないんですが、あらかじめ審査会を置くという文言で表しておいたほうがいいのか。那珂市議会としての意思を表明できるんじゃないかなという気がします。当然細かなことは、先ほどのお話のとおり、議長が定める、委員、メンバーとかね、どういうふうにやるかっていうのは後で決めますよっていう文言を入れとけば二つ入れとけばいいのかなという気はするんですね。この辺をやっぱりうたったほうがいいのかというふうに思います。

委員長 どうしてもちょっと、ここだと何となくぼやとしてるところでちょっと。

副委員長 具体的な話はいいと思うんですけど。それともう一つ市のほうのハラスメント条例についても窓口も置きます、メンバーもこうしますっていうふうに決めてますし、審査会もきちんと定めて、メンバーをこういうふうにしますというふうに出てるんで、これ、市の行政側は要綱にはなってますけれども、要綱でそこまで設けてるっていうことは、やはりきちんと対応しますよという意思表示だと思いますんでね、我々もやはりそこはきちんと考えておいたほうがいいのかなというふうに思います。

事務局長 最初、総括のほうでも審査会を置くっていう形でつくってたので、ただそのところで、軽いつて言ったら何ですけど、どこまでの濃淡といいますか、ハラスメントとしての事象がどこまでものかっていうのもあるので、軽い部分で例えば注意ぐらいの話で済むようなものまでの審査会を置くかどうかというところもあったものですから、そういうのを含めて、置くことができるっていうところで、ちょっと表現を柔らかくしたんですけども、議会運営委員会の中で、やはりそういうハラスメントというものを重大事案としてとらえて、やはりそういう相談があった場合には審査会を置くっていうことにするのであればそれは理解いただければ、本会議等でも、そういった議員の皆さんの賛同がいただければそういった形にすることは可能かと思います。ちょっとやはりその必ず設置するまでも、この事案が果たして、そこまで全てが重いものというのもあったもんですから変えさせていただいたところはあります。

鈴木委員 審査会に関して、被害をもし受けた方が審査会とかそういうことではなく、注意かしていただければとかっていうこともある。希望しない場合もあるっていうのも考えると広げといたほうがいいのかなっていうようなことはちょっと一つ考えられるかなと思います。

副委員長 基本的には、これ条例を定めるっていうのが起こらないように事前防止のためですからいいと思うんですけども、いずれにしても程度、割合についてもやはり審査会を設けておいたほうが審査はしやすいでしょうし、あらかじめその相談窓口もあるんで、これは置くことができるということで、これも本当は相談窓口を置くということでもいいかと思うんですよね。たしか相談窓口はあれですよ。受け付けるものとするですよ。ですから、相談体制もあるし審査会もきちんと設けて対応を整えて、皆さん防止のためにしっかり取り組んでくださいねっていう意思表示だと思うんでね、やっぱりそこは置くということまでしておいたほうがいいのかなというふうに思います。

委員長 確かに難しいとこだね。会議でちょっとした暴言も、いかにもこうみんなが分かっているとどこでどんとやるのと、それは駄目だって言って注意っていうのはあるんだろうけども、例えばセクシュアルハラスメントなんていうのはやはり被害者等と加害者というかいう部分で審査会を開く。来たくないっていうパターンもあると思うんだよね。今後考えられるとして、そうすると何でかんで置くというののも難しいし、みんなできっちりや

ってもらいたいという思いもあると思うし、そこら辺を酌んでの何か文言をっていうところかと思うんですね。

副委員長 置くといっても議長が細目を決めますよということで言ってるんでね、設けるんで、その文言は新たに置く場合は。だからそこあるんでいいと思いますけどね、そちらのほうか。

事務局長 例えば条例なんかで、ハラスメント審査会を設置する。ただし、議長の判断で審査を置かないことができるという文言を付け加える方法もあります。

副委員長 多分結構いろいろ事例見ると半分半分か、設定してるところはね。きちんとやるどころと、意思表示として出しますというところと、少しやんわりでいいんじゃないのっていうところと、それは各市議会の判断になっちゃうんで。

次長補佐 今回いろいろ調査して、確認とかもしてみたんですけども、実際今、そこまでいった事例はどこもないんです。なので、柔らかい表現でちょっと出させていただいたってのはあるんですけど。

副委員長 柔らかく表現しておけば、全体の印象はもう全部やります。実施しますという表現の「です。」「ます。」なので、やりますっていうことだと思うんですけど。

鈴木委員 第6条に関しては、講じなければならないっていう、公表に関してもっと強くそうなってるんですけど、これはどうなのか。どんな場合にもっていうふうな感じなのか、何かこう、すごく強いという印象なんですけど。

副議長 対策っていうのは、議長の注意も対策の一つにあるし、対策の幅って、そっちの幅っていうのは広いと思うんです。それを講じたほうが、それはこうしたことにもつながると思うんで。

(複数の発言あり)

委員長 正直今までそれに該当する案件もあったりしてね、それを議長の胸の内にとどめておくっていうのが多分多々あったかと思うんですけども。ものによってはやっぱり公表をせざるを得ないっていうものをね。

議長 今、ユーチューブで配信されているんで、誰が見てても、どうなのっていうやっぱり今まで言葉遣い、委員長が言いましたけど、ちょっと大丈夫かなっていう、何人かの先輩議員は聞いてるんで、まだ鈴木委員とか寺門勲委員なんかまだいなかったでしょうけど、実際居た方もいらっしゃったんで。

(複数の発言あり)

委員長 このハラスメント条例も、結局、考えられるとしたら議員が職員にもそうだけでも、議員が議員にもそうだし、市長から議員もあるし、議員から市長もあるしっていう、いろんなパターンが考えられるので、議会だけじゃなくて、席外して庁舎内で映像がないところでもそういう可能性があるんで、そういったときにやっぱり相談窓口を置いて、

必要な措置を講じて公表っていう形でっていうのが一番やった本人にも厳しい。

副議長 熊本市議会の女性議員の過激なのはなかなかないと思うんでね。職員を恫喝して。

（複数の発言あり）

議長 やっぱり結構議員同士じゃなくてもね、議員から執行部に、職員に対してもやっぱりそういう言葉がっていうこともあるので、そういったことも含めて。

（複数の発言あり）

委員長 分かりました。本当に多分反対するとか、こんな必要ないっていうのは議員それぞれが自覚して活動していくんだっていう話をしてこようかと思うんです。これ反対っていうわけじゃないけども、こんなのいらないっていうのはそういうことだと思うんですけども、ただこれから多様化する中で、今の議員はハラスメントしない方々ばかりだと思ってますが、これから、もしかしたら出てくるかもしれないし、また社会もこういったものに非常に敏感になってるということもあるので、それを那珂市議会としては宣言するということは当たり前であり、条例を制定することに何ら困ったことはないのかなと思いますので、皆様のご理解を賜りたいと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

次長補佐 第5条の第2項、最後の部分ハラスメント審査会を設置する。ただし書で、先ほど局長が言ったような文言を入れる。第3項としてダブった部分があります。修正はこの2点でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 ご意見ありがとうございました。

それではこの条例案を8月26日の全員協議会において委員長報告を行い、令和6年第3回定例会の最終日に発議として議会運営委員会で提出でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 ありがとうございます。

それではそのように決定いたします。

それでは以上で議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会（午前10時20分）

令和6年9月2日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 大和田 和男